



バイト中に割ってしまったお皿代  
を給与引きと言われたら？



べんしょう  
弁償費用などを、給与から一方的に差し引くことは、  
法律で禁止されています。

給与支払いと弁償費用の負担は別に考え、  
まずは**給与を全額受け取りましょう！**

お皿代などは、事業運営上のリスクとして会社が相当程度  
負担するものです。わざと割ったのでないなら、労働者が  
必ずしも弁償する必要はありません。



お皿代  
5千円!



弁償費用について納得できない場合は、  
専門家に相談しよう！